

履歴書の記入、必要書類の取得等に関するQ&A

※よく問い合わせのある質問です。問い合わせる前に、必ずよく読んでください。

質問		回答	
履歴書の記入内容について			
Q1	改姓したのですが、履歴書への記入、学歴・職歴に関する証明書類はどのようにするのですか？	履歴書へは、現在の姓名を氏名欄上段に記入するとともに、下段に旧姓を記入してください。 学歴・職歴に関する証明書類は、在籍・勤務当時の姓名で取得されたもので差し支えありません。	
Q2	高校で転校した場合は、学歴欄にどのように記入すればよいですか？	二段書きにするなどして、漏れなく記入してください。	
Q3	大学院の博士課程について、学位は取得せず、単位取得満期退学しました。「修学の状況」欄はどのように記入すれば良いですか？	「修学の状況」欄の「卒業見込 年修了 年中退」に二重線を引き、余白に「単位取得満期退学」と記入してください。 【記入例】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 単位取得満期退学 卒業見込 年修了 年中退 </td> </tr> </table> ※現在在学中で、単位取得満期退学の見込の場合は、「単位取得満期退学見込」と記入してください。	単位取得満期退学 卒業見込 年修了 年中退
単位取得満期退学 卒業見込 年修了 年中退			
Q4	履歴書への記入を誤ってしまいました。修正液等を使って訂正してもいいですか？	やむを得ず訂正する場合、修正液等は使用せず、訂正箇所二重線を引き、訂正してください。	
Q5	「資格免許」欄に運転免許証についても記入する必要がありますか？	記入の必要はありません。	
教職員(正規)・講師等の勤務歴について			
Q6	他府県等の正規教職員で、本年度3月31日付けで他府県等を退職する予定なのですが、履歴書への記入や履歴事項証明書はどのようにすればよいですか？	履歴書へは、採用からこれまでに発令されている事項について、発令どおり記入してください。 履歴事項証明書については、 任命権者(採用辞令の発令者)所定の様式による履歴事項証明書を取得してください。 ※ 校長が証明したもの及び在職期間のみを証明したものは、受理できません。	
Q7	他府県等で講師等をしていたものについて、履歴書への記入や履歴事項証明書はどのようにすればよいですか？	履歴書へは、発令どおり記入してください。 履歴事項証明書については、履歴書に証明をもらうのではなく、 任命権者(採用辞令の発令者)所定の様式による履歴事項証明書を取得してください。 ※ 履歴事項証明書による証明が取得できない場合に限り、勤務証明書により証明を受けてください。 ※ 校長が証明したものは、受理できません。	
Q8	非常勤講師等をしていた場合、どのような内容について証明を受ければよいですか？	勤務校名、週当たりの委嘱時間、手当(報酬)額、委嘱期間について証明を受けてください。 また、非常勤講師以外の非常勤職員(例えば、「〇〇介助員」、「〇〇指導員」、「〇〇アドバイザー」など)の場合は、その 職務の内容についても証明を受けてください。	
Q9	他府県では「履歴事項証明書」と異なる名称の証明書が発行されるようですが、それでもよいですか？	発令内容が全て記載されており 任命権者が証明したものであれば構いません。 ※ 校長が証明したもの及び在職期間のみを証明したものは、受理できません。	
Q10	他府県で講師等をしていた期間について、自治体から履歴事項証明書を発行できないと言われてしまったのですが、どうしたらいいですか？	在職証明等、在職期間・時間数等が分かるものの発行を依頼してください。それも発行していないと言われた場合は、所定のホームページに掲載している勤務証明書の様式を用いて証明してもらってください。	
Q11	「履歴事項証明書」はどこへ発行依頼をすればよいですか？	当時勤務していた各自治体(教育委員会等)へお問い合わせのうえ、発行を依頼してください。	
Q12	書類提出後に新たに京都市立学校の講師として任用された場合、辞令の写しの提出は必要ですか？	事前に教職員人事課に連絡の上、必ず提出してください。(提出が無い場合、初任給決定において当該講師歴が考慮されません)	
Q13	兼務発令の文言についても、本務発令と同様に履歴書にもれなく記載する必要はありますか？	兼務発令に係る文言については、記載を省略いただいても構いません。(本務発令に係る文言は必ず記載し、必要証明書を添付してください。)	

質問		回答
民間等における勤務歴について		
Q13	勤務していた事業所が倒産して勤務証明書がもらえないのですが、どうすればよいですか？	その事業所を引き継いだ事業所があれば、そこで証明してもらってください。 全くの廃業の場合は、御自身で申立書を勤務証明書に準じて作成し、提出してください。
Q14	民間に勤めていた勤務歴は、履歴書に記入するのですか？	「在職期間」、「勤務先の名称」、及び「職種」を記入してください。 【記入例】 ○年○月○日 ××株式会社 アルバイト職員(一般事務) ○年○月○日 ××株式会社 退社 ○年○月○日 △△商事 正社員(営業) ○年○月○日 △△商事 退社
Q15	人材派遣会社の派遣社員として勤めていたのですが、勤務証明書は、人材派遣会社か派遣先の会社か、どちらで作成してもらうのですか？	人材派遣会社で証明してもらってください。 ただし、職務内容等人材派遣会社で証明できない部分がある場合は、派遣先の会社でも証明してもらってください。
Q16	現在、勤務中なのですが、勤務証明書の在職期間の終期は、どのようにすればよいですか？	退職予定年月日を記入し、勤務証明書の発行を受けてください。 【記入例】 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>勤務証明書</p> <p>.....</p> <p>在職期間 令和4年4月1日～令和6年3月25日(予定)</p> <p>.....</p> <p>令和6年○月○日 ○○株式会社 印 代表取締役○○</p> </div>
Q17	関西支社で勤務していましたが、勤務証明書は東京本社から発行する必要がありますか？	関西支社から発行していただければ結構です。
Q18	書類提出後に新たに職業に就いた場合、勤務証明書の提出は必要ですか？	再度勤務証明書を提出してください。 ※ 事前に教職員人事課まで連絡してください。 (提出いただけない場合、初任給決定において当該職歴が考慮されません)
その他		
Q19	市役所、区役所でアルバイトをしていました。「履歴事項証明書」の発行を依頼するのですか？	市役所・区役所でのアルバイトの場合は、勤務証明書の発行を依頼してください。
Q20	JICAで海外に派遣されていた期間があります。この期間については、JICAから勤務証明書を発行してもらうのですか？ JICAが発行する派遣証明書を提出するのですか？	JICAが発行する派遣証明書を提出してください。 (勤務証明書は不要です) ※証明書発行の際、赴任前の国内における訓練期間についても記載のうえ、証明してもらってください。